

# 熊本県公報

第 1 1 2 6 1 号  
平成 17 年 5 月 16 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
  - "……………( " ) 1
  - 指定居宅介護支援事業所の指定……………( " ) 1
  - "……………( " ) 2
- 公 告**
- 熊本都市計画道路の変更……………(都市計画課) 2
- 登 載 依 頼**
- 第 28 回熊本県環境審議会の開催……………(熊本県環境審議会) 2

## 告 示

### 熊本県告示第 598 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
元気りハ訪問看護ステーション 熊本市菅原町 10 番 5 号	有限会社元気	平成 17 年 5 月 1 日

### 熊本県告示第 599 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社レツセル熊本支店介護福祉事業部 熊本市紺屋今町 1 番 25 号ロータリービル 1F	株式会社レツセル	平成 17 年 5 月 1 日

### 熊本県告示第 600 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 931 番地の 4	有限会社ケアサービスのぞみ	平成 17 年 4 月 28 日

**熊本県告示第601号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
元気 熊本市菅原町10番5号	有限会社元気	平成17年5月1日

**公 告****熊本県公告第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成17年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・3・10号子飼新大江線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市子飼本町、同市西子飼町、同市東子飼町、同市大江一丁目、同市新屋敷二丁目、同市新屋敷三丁目、同市大江二丁目、同市大江三丁目、同市新大江一丁目、同市大江六丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本市都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成17年5月16日から平成17年5月30日まで

**登載依頼****熊本県環境審議会公告第1号**

第28回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年5月16日

熊本県環境審議会  
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時  
平成17年5月23日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市東町四丁目10番1号  
グランド肥後「朝日の間」
- 3 会議内容
  - (1) 審議事項  
熊本県環境基本計画及び地球温暖化防止行動計画の見直しについて
  - (2) 報告事項
    - ① 平成16年度第3回温泉部会決議事項について
    - ② 温泉資源保護のためのガイドラインの策定について
    - ③ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に係る排水規制の改正について
    - ④ 平成17年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画について
    - ⑤ 指定希少野生動植物の指定について
    - ⑥ 熊本県廃棄物処理計画の策定について
  - (3) 意見聴取  
第14回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 その他

会議内容(3)意見聴取「第14回『くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第7条第2号に基づき公開しないこととするので、意見聴取の際、報道関係及び傍聴者には退席いただく。

7 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）  
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7320）

